

## 外国人受入環境整備交付金（運営）取扱要領

平成31年3月28日制定

外国人受入環境整備交付金（運営）交付要綱（以下「交付要綱」という。）に基づく交付金の交付に関する細部については、この要領に定めるものとする。

### 1 交付金事業

交付金事業は、在留外国人に対し在留手続、雇用、医療、福祉、出産・子育て・子供の教育等の生活に係る適切な情報や相談場所に迅速に到達することができるよう、一元的相談窓口を運営することを目的とした事業で、交付対象がその経費の全部又は一部を負担する事業とする。

ただし、交付金事業は以下の条件を満たすものとする。

- (1) 交付金事業を行う者又はその委託を受ける者が、法令等を遵守し、誠実に業務を履行することとしていること。
- (2) 交付金事業を行う者又はその委託を受ける者が、事業の履行に当たり知り得た秘密を他に漏らし、又は他の目的に使用してはならないこととしていること。
- (3) 交付金事業を行う者又はその委託を受ける者は、相談を受けたことを契機として、自ら運営または所属する機関の顧客として有料により相談を受け付け又は書類作成・提出の代行を受任するなど、収入を得ることに結びつけるための勧誘は行わないこと。
- (4) 通年にわたり、無料で相談に応じることとしていること。
- (5) 在留外国人の使用言語に応じ、多言語（注）で情報提供及び相談が行われることとしていること。
- (6) 交付対象に住所を有する外国人からの相談のほか、当該相談に支障のない範囲で、交付対象以外に居住する外国人からの相談及び外国人を受け入れている機関等からの外国人への情報提供を目的とした相談にも応じることとしていること。
- (7) 交付金事業を行う者又はその委託を受ける者が国及び関係機関との連携に努めることとしていること。
- (8) 広報・周知に関する取組が積極的に行われることとしていること。  
(注) 原則として、11言語（日本語・英語・中国語・韓国語・ベトナム語・ネパール語・インドネシア語・タガログ語・タイ語・ポルトガル語

・スペイン語) 以上とする。

## 2 交付先

交付対象市町村は、平成30年1月1日現在の総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」による人口を基に算出した数値により決定するものとする。

## 3 事業費費目の内容及び算定方法

交付金の事業費の区分及び各費目の内容は別表を適用する。

## 4 事務処理

(1) 交付対象は、適切と認める団体に、交付金事業の全部又は一部を委託することが必要かつ合理的・効果的な業務については委託を行うことができるものとする。この場合において、委託を行う交付対象は、委託による事業実施及び委託先の選定に対して責任を有することに留意すること。また、事業の実施主体はあくまでも交付対象であることから、委託先と密接に連携を図り、事業の実施状況の把握を行い、より効果的な事業となるよう取り組むとともに、事業全体の執行及び管理について、責任を持って実施すること。

なお、宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団又は暴力団員の統制の下にある団体は、事業委託の対象者とはしないものとする。

このほか、交付対象は、委託先に対し、交付要綱第4、第5、第8から第21までに準ずる条件及び本要領3、4(4)から(10)までに準ずる条件を付さなければならない。

(2) 交付対象は、物品の購入、役務の提供、その他の契約を締結するに当たっては、当該交付対象の財務規則等に基づく競争性のある手続を原則とし、これによりがたい場合であっても、各交付対象の財務規則等に基づく適正な手続によりこれを行うこと。

(3) 交付対象は、交付対象から補助金等を受け補完的あるいは代替的な業務を行う団体が交付金事業を行うために、この交付金を財源の全部又は一部として補助金等を交付することができるものとする。この場合において、補助金等の交付先の選定に対して責任を有することに留意し、補助金等の交付先と緊密に連携を図り、より効果的な事業となるよう、交付金事業の実施状況について把握に努め、交付金事業の適正な執行を図るため必要があるときは、その限度において、必要な勧告、助言若しくは援助を行うも

のとする。

なお、宗教団体や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団又は暴力団員の統制の下にある団体を補助金等の交付対象とはしないものとする。

このほか、交付対象は、補助金等の交付先に対し、交付要綱第4、第5、第8から第21までに準ずる条件及び本要領3、4(4)から(10)までに準ずる条件を付さなければならない。

- (4) 交付対象は、交付金についての帳簿を備え、他の経理と区分して交付金の収入及び支出を記載し、交付金の使途を明らかにしておかなければならない。
- (5) 交付対象は、交付金の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。
- (6) (1)から(5)まで及びその他の事務処理に当たり、疑義又は重大な事故等が生じたときは、速やかに法務大臣に質疑し、又は報告する等事業の適正な運営を期するため、必要な措置をとるものとする。
- (7) 交付対象は、交付金事業を終了したときは、法務大臣に報告し、その指示を受け、交付金の残余額を国庫に返納しなければならない。
- (8) 法務大臣は、次に掲げる場合には、交付金事業について終了、変更又は改善を命ずることができるものとする。
  - ア 交付対象が、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、交付要綱若しくはこの要領又はこれらに基づく法務大臣の处分若しくは指示に違反した場合
  - イ 交付対象が、交付金を交付金事業以外の用途に使用した場合
  - ウ 交付対象が、交付金の運営に関して不正、事務の遅延、その他不適切な行為をした場合
  - エ その他交付金事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- (9) 法務大臣は、(8)の終了、変更又は改善を命じた場合において、期限を付して、交付金から支出した金額に相当する金額について、国庫に返納することを命ずるものとする。
- (10) (9)の期限内に国庫に返納がなされない場合には、法務大臣は、未納に係る額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を併せて徴するものとする。

- (1) 法務大臣は、事業の適正を期するため必要があるときは、交付対象に報告若しくは資料の提出を求め、又は法務省職員に事業場に立ち入り、帳簿書類等その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができるものとする。
- (2) 法務大臣は、(1)の調査により、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令、交付要綱又は本要領の内容に適合しない事実が明らかになった場合には、交付対象に対して、事業の中止、若しくは変更又は交付要綱若しくは本要領の内容に適合させるための措置を取ることを命ずることができる。

#### 附 則

この要領は、平成31年3月28日から施行する。

別表(区分)

1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 交付率
運営費	1都道府県等につき1,000万円を超えない範囲で必要とする経費の額	<p>一元的相談窓口体制の運営のために必要な、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・相談員委託経費</li> <li>・研修・連携会議経費</li> <li>・導入機器等運用経費</li> <li>・広報・通信運搬等事務経費</li> <li>・事業委託費</li> <li>・都道府県等から補助金等を受け補完的あるいは代替的な業務を行う団体が行う一元的相談窓口を運営するための上記経費等</li> </ul>	1／2